

○国家公安委員会規則第五号

道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十七条の二第一項第三号イ及び第百十四条の六並びに道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二ただし書、第三十八条第十一項第一号、第三十八条の二及び第三十八条の三ただし書の規定に基づき、運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月十日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則

運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p style="text-align: center;">(講習の基準)</p> <p>第一条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。) 第九十七条の二第一項第三号イの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 運転者としての資質の向上に関する事、身体の機能の状況その他の自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。</p> <p>二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、普通自動車、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。</p> <p>三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査(法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許(次号及び第四条第二項第二号ロにおいて「普通自動車対応免許」という。)以外の運転免許(以下「免許」という。))のみを受けようとし、又は受けている者及び道路交通法施行令(以下「令」という。)第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する講習にあつては、自動車等の運転</p>	<p style="text-align: center;">「見出しを付する。」 「条を加える。」</p>

について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査  
( )によるものに基づく指導を含むものであること。

四 二時間（普通自動車対応免許以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する講習にあつては、一時間）以上行うものであること。

〔見出しを削る。〕

第二条 法第九十七条の二第一項第三号ホの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 道路交通の現状及び交通事故の実態、運転者としての資質の向上に関すること、自動車等の安全な運転に必要な知識並びに自動車等の運転について必要な適性及び技能について行うものであること。

〔二〇五 略〕

〔条を削る。〕

（講習の基準）

第一条 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十七条の二第一項第三号ハの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 道路交通の現状及び交通事故の実態、運転者としての資質の向上に関すること、自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の安全な運転に必要な知識並びに自動車等の運転について必要な適性及び技能について行うものであること。

〔二〇五 同上〕

第二条 道路交通法施行令（以下「令」という。）第三十七条の六第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げる受講者の区分に応じそれぞれ次に定めるとおりとする。

一 法第一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者 次の表の上欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものであること。

区 分	講 習 の 基 準
一 コースにおける自動	一 運転者としての資質の向上に関

<p>車等の運転をすることにより、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の確認を受け、当該影響がない旨の別記様式第一号のチャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者（当該確認を受けた日から起算して六月を経過しない者に限る。）</p>	<p>すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。</p> <p>二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視力検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。</p> <p>三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で視力検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。</p> <p>四 一時間以上行うものであること。</p>
<p>二 一の項に掲げる者以外の者</p>	<p>一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について</p>

<p>区分</p> <p>一 法第百一条の四第二項の規定により受けた認知機能検査（法第九</p>	<p>講習の基準</p> <p>一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要</p>	<p>二 法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者 次の表の上欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものであること。</p>	<p>て行うものであること。</p> <p>二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。</p> <p>三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。</p> <p>四 二時間以上行うものであること。</p>
--	--	---	--

---

十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）の結果について

道路交通法施行規則（以下「府令」という。

）第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六以上である者であつて、当該認知機能検査を受けた後コースにおける自動車等の運転をすることにより、加齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて公安委員会の確認を受け、当該影響がない旨の別記様式第一号のチャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けたも

な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。

二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視力検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。

三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で視力検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。

四 認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。

五 一時間以上行うものであること。

<p>の</p> <p>二 法第百一条の四第二項の規定により受けた認知機能検査の結果について府令第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六以上である者であつて、一の項に掲げる者以外のもの</p>	<p>一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。</p> <p>二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。</p> <p>三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。</p> <p>四 認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。</p>
---	--

	<p>五 二時間以上行うものであること。</p>
<p>三 一の項及び二の項に掲げる者以外の者</p>	<p>一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。</p> <p>二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。</p> <p>三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（個人指導（指導を行う者一人に対し指導を受ける者が一人のみである指導をいう。</p>

第三条 道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十八条の二の国家公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる者に対しては、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 第一条に定める基準に適合する講習を終了した者 別記様式第一号の特定任意高齢者講習終了証明書
  - 二 前条に定める基準に適合する講習を終了した者 別記様式第二号の特定任意講習終了証明書
- （免許関係事務の委託）

第四条 府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定める免許関係事務は、認知機能検査（法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査をいう。次項第一号において同じ。）及び運

- 三 前二号に掲げる者以外の者 前条各号に定めるものであること。
- 2 令第三十七条の六の二第一号の国家公安委員会規則で定める基準は、前項第一号又は第二号に掲げる受講者の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるものとする。

第三条 府令第三十八条の二の国家公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる者に対しては、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 第一条に定める基準に適合する講習を終了した者 別記様式第二号の特定任意講習終了証明書
  - 二 前条第一項第一号又は第二号に定める基準に適合する講習を終了した者 別記様式第三号の特定任意高齢者講習終了証明書
- （免許関係事務の委託）

第四条 府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定める免許関係事務は、認知機能検査とする。

次号において同じ。）を含むものに限る。）を含むものであること。

四 認知機能検査の結果に基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。

五 三時間以上行うものであること。

転技能検査（法第九十七条の二第一項第三号イに規定する運転技能検査をいう。次項第二号において同じ。）とする。

2|| 府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 認知機能検査 次のいずれにも該当する者

イ 二十一歳以上の者

ロ 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者

二 運転技能検査 次のいずれにも該当する者

イ 二十一歳以上の者

ロ 普通自動車対応免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）

ハ 運転適性指導（法第八十条の四第一項第一号に規定する運転適性指導をいう。第七条第二項第三号において同じ。）に従事した経験の期間がおおむね一年以上の者

ニ 公安委員会が行う運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習を終了した者

（府令第三十八条第十一項の国家公安委員会規則で定める者）

第五条 府令第三十八条第十一項第一号ただし書の国家公安委員会規則

2|| 府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 二十五歳以上の者

二 公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者

（府令第三十八条第十一項の国家公安委員会規則で定める者）

第五条 府令第三十八条第十一項第一号ただし書の国家公安委員会規則

で定める者は、法第九十七条の二第二項第三号に規定する特定失効者（その者の免許が法第五十一条の規定により効力を失った日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第十八条第一項第一号に規定するやむを得ない理由により運転免許証（以下「免許証」という。）

の有効期間の更新を受けることができなかつた者を除く。）のうち当該免許に係る免許証の有効期間の末日までに継続して免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を受けていた期間が五年以上である者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの（以下この項において「特別特定失効者」という。）又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないものとする。

2 府令第三十八条第十一項第一号の表の三の項の国家公安委員会規則で定める者は、法第九十七条の二第二項第三号に規定する特定失効者（法第九十二条の二第一項の表の備考一の1に規定する免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者を除く。）であつて、当該免許に係る免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用すると同項の基準に該当することとなるものと

で定める者は、法第九十七条の二第二項第三号に規定する特定失効者（その者の運転免許（以下「免許」という。）が法第五十一条の規定により効力を失った日から起算して六月を経過しない者に限り、府令第十八条第一項第一号に規定するやむを得ない理由により運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新を受けることができなかつた者を除く。）のうち当該免許に係る免許証の有効期間の末日までに継続して免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を受けていた期間が五年以上である者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの（以下この項において「特別特定失効者」という。）又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を同項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないものとする。

2 府令第三十八条第十一項第一号の表の三の項の国家公安委員会規則で定める者は、法第一百一条第一項の規定により免許証の有効期間の更新を受けようとする者にあつては当該免許証の、法第九十七条の二第二項第三号に規定する特定失効者（法第九十二条の二第一項の表の備考一の1に規定する免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者を除く。）にあつては当該免許に係る免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日前の日を令第三十三条の七第

する。

(講習の委託)

第七条 府令第三十八条の三ただし書の国家公安委員会規則で定める講習は、次に掲げるとおりとする。

一 「略」

二 高齢者講習(同項第十二号に掲げる講習をいう。次項第一号において同じ。)

三 「略」

2 府令第三十八条の三ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 二十五歳(高齢者講習にあつては、二十一歳)以上の者

二 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者(免許の効力を停止されている者を除く。)

三 運転適性指導に従事した経験の期間がおおむね一年以上の者

四 「略」

二項の当該各号に定める日とみなして同項の規定を適用すると同項の基準に該当することとなるものとする。

(講習の委託)

第七条 「同上」

一 「同上」

二 高齢者講習(同項第十二号に掲げる講習をいう。)

三 「同上」

2 「同上」

一 二十五歳以上の者

二 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者

三 運転適性指導(法第八十八条の四第一項第一号の運転適性指導をいう。)に従事した経験の期間がおおむね一年以上の者

四 「同上」

別記様式第1号 (第3条関係)

第 号	
特定任意高齢者講習終了証明書	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、 年 月 日運転免許に係る講習等に関する規則第1条に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。	
実 車 指 導 の 有 無	有 ・ 無
年 月 日	
公安委員会 印	

- 備考 1 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導を含む講習を受講した場合には実車指導の有無欄の「有」を、当該指導を含まない講習を受講した場合には実車指導の有無欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号 (第2条関係)

第 号
チャレンジ講習受講結果確認書
住 所
氏 名
年 月 日生
上記の者は、運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項 <sup>第1号</sup> <sub>第2号</sub> の表の一の項に規定する影響がない者であることを確認する。
年 月 日
公安委員会 印

- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

第	号
特定任意講習終了証明書	
住 所	
氏 名	
	年 月 日生
上記の者は、 年 月 日運転免許に係る講習等に関する規則第2条に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。	
	年 月 日
	公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

第	号
特定任意講習終了証明書	
住 所	
氏 名	
	年 月 日生
上記の者は、 年 月 日運転免許に係る講習等に関する規則第1条に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明する。	
	年 月 日
	公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を削る。」

備考 表中「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第3号 (第3条関係)

第 号
特定任意高齢者講習終了証明書
住 所
氏 名
年 月 日生
上記の者は、年 月 日運転免許に係る講習等に関する規則第
2条第1項第2号の表の一の項に定める基準に適合する講習を終了した者であることを証明
する。
第1号 第2号の表の二の項 第2号の表の三の項
年 月 日
公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（附則第三条及び第四条において「改正法」という。）の施行の日（令和四年五月十三日。以下「施行日」という。）から施行する。

### (特定任意高齢者講習に関する経過措置)

第二条 施行日前にこの規則による改正前の運転免許に係る講習等に関する規則（以下「旧規則」という。）

う。）第二条第二項に定める基準に適合する道路交通法（次条及び附則第四条において「法」という。）

第百八条の二第二項の規定による講習を終了した者は、この規則による改正後の運転免許に係る講習等に関する規則（以下「新規則」という。）第一条に定める基準に適合する同項の規定による講習を終了した者とみなす。

第三条 法第百一条第一項の更新期間が満了する日（法第百一条の二第一項の規定による運転免許証の更新を申請しようとする者にあつては、当該申請をする日）が改正法附則第四条第一項に規定する基準日の前日以前である運転免許証の更新を受けようとする者に対して施行日以後に行う法第百八条の二第二項の規

定による講習に係る新規則第一条第三号及び第四号の規定の適用については、同条第三号中「者及び道路  
交通法施行令（以下「令」という。）第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する  
者」とあるのは「者」と、「ものに」とあるのは「もの並びに法第九十七条の二第一項第三号イに規定す  
る認知機能検査の結果に」と、同条第四号中「者及び令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の  
基準に該当する者」とあるのは「者」とする。

（免許関係事務等の委託に関する経過措置）

第四条 旧規則第七条第一項第二号に掲げる講習について同条第二項第四号に規定する審査に合格し、又は  
同号に規定する国家公安委員会が指定する講習を終了した者であつて、改正法による改正後の法第九十七  
条の二第一項第三号イに規定する運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関するものとして都道府県  
公安委員会が指定する研修（施行日前に行われたものを含む。）を受けたものは、新規則第四条第二項第  
二号ニに規定する審査に合格し、又は同号ニに規定する国家公安委員会が指定する講習を終了した者とみ  
なす。

第五条 旧規則第七条第一項第二号に掲げる講習について同条第二項第四号に規定する審査に合格し、又は

同号に規定する国家公安委員会が指定する講習を終了した者であつて、新規則第七条第一項第二号に掲げる講習における指導に必要な技能及び知識に関するものとして都道府県公安委員会が指定する研修（施行日前に行われたものを含む。）を受けたものは、同号に掲げる講習について同条第二項第四号に規定する審査に合格し、又は同号に規定する国家公安委員会が指定する講習を終了した者とみなす。

（様式に関する経過措置）

第六条 施行日前に交付された次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める書類とみなす。

- 一 旧規則別記様式第二号の特定任意講習終了証明書 新規則別記様式第二号の特定任意講習終了証明書
- 二 旧規則別記様式第三号の特定任意高齢者講習終了証明書 新規則別記様式第一号の特定任意高齢者講習

習終了証明書